

3 第一衛生プラント脱水汚泥運搬業務委託 仕様書

1. 目的

神栖市第一衛生プラント（神栖市東和田8番地）の処理工程において発生した脱水汚泥を処理施設まで運搬する。

2. 業務内容

第一衛生プラントにて、脱水汚泥の入った8m³コンテナを処理棟内旧焼却室からアームロール車に積載し、シート等で飛散・悪臭防止の措置を講じて、鹿島共同再資源化センター（神栖市東和田21番地3）が指定するピットまで運搬する。

コンテナの回収日時はその都度指示する。

脱水汚泥を降ろした後、空のコンテナはシート等で悪臭防止の措置を講じて、再度、第一衛生プラントへ運搬し元の場所にコンテナを置く。

なお、8m³コンテナは後方が開き、水分等の漏洩防止の措置を講じてあるものを受託者側で用意すること。

3. 業務期間

令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで

4. 支払方法

月末締めとし、翌月初めに請求を受け、請求書受理後30日以内に支払うものとする。

5. 契約期間中の車両の運搬予定台数 約239台

6. 契約期間中の汚泥の運搬予定量 約1,279t

(令和元年度実績に基づく。)

7. その他

- (1) 単価は『円／台』で表示し整数とする。なお、消費税を含まないこと。
- (2) 稼働予定台数は契約期間における稼働台数を推定したもので、実際の状況により変動する可能性があるため、稼働台数を保証するものではありません。
- (3) 契約期間内において、契約単価の見直しは行いません。
- (4) 道路交通法その他関係法令を遵守すること。なお、交通事情等により業務が円滑にできない場合は、必ず連絡すること。
- (5) その他、この仕様書に定めのない事項については、市と協議すること。

8. 添付資料

- ・写真（処理棟旧焼却室、8m³コンテナ）

【お問い合わせ先】

生活環境部 廃棄物対策課

処理対策G 担当：山本

電話：0299-90-1530

FAX：0299-90-1031

別 紙(処理棟旧焼却室)

